

平成30年度エゾシカ対策事業関係情報

○捕獲対策グループ関連事業 概要

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業
- ・ エゾシカジビエ利用拡大推進事業

○有効活用グループ関連事業 概要

- ・ エゾシカ肉処理施設認証制度
- ・ エゾシカ出前講座

平成 30 年度 捕獲対策関連事業

● エゾシカ対策推進費（継続：道費）

予算額 11,740 千円（前年度 11,740 千円）

1 事業目的

鳥獣保護管理法規定により策定した北海道エゾシカ管理計画に基づき、エゾシカの個体数を適正に管理し、被害の低減を図る。

2 事業内容

- 協議会、エゾシカ対策有識者会議の開催
- ライトセンサス調査、捕獲状況調査等経費

● エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業費（継続：指定管理捕獲等事業交付金）

予算額 82,381千円（前年度 83,700千円）

1 事業目的

H28までのエゾシカ指定管理捕獲等加速化モデル事業における成果等を踏まえ、エゾシカ管理計画の捕獲目標達成のため、関係機関と連携し、全道での捕獲事業等を実施する。

2 事業内容

- 捕獲事業
 - 鳥獣保護区等のエゾシカ逃避地において認定鳥獣捕獲等事業者による捕獲を実施する。
- コーディネーター養成研修
 - 関係機関との連携強化を目的とした振興局職員向けの研修を実施する。

3 実施箇所

- 捕獲事業：全道 8 地区で実施

振興局	市町村	地区	捕獲規制等
渡島	函館市	恵山	道保護区・道立自然公園
胆振	苫小牧市・厚真町	苫東	特定猟具禁止区域(銃)
日高	えりも町	目黒	シカ捕獲禁止区域
宗谷	浜頓別町	ベニヤ	道立自然公園
オホーツク	北見市	ワッカ	道保護区・国定公園
根室	根室市	落石	特定猟具禁止区域(銃)
釧路	鶴居村	下幌呂	特定猟具使用禁止区域（銃）・国立公園
十勝	広尾町	大丸山	道保護区

- コーディネーター養成研修：未定

参考：平成 30 年度 コーディネーター養成研修

	開催日	開催地	会場	テーマ	参加者
第 1 回	6/6～ 6/7	苫小牧市	胆振総合振興局苫小牧庁舎 苫東地域	エゾシカの生態及び 調査方法について	20
第 2 回	7/30～ 7/31	江別市	酪農学園大学 野幌森林公園	エゾシカ捕獲の基礎 について	未定
第 3 回	1 月予定	(案) 釧路市 鶴居村	調整中	エゾシカの有効活用 について	未定

● 捕獲従事者育成等事業費（継続：鳥獣被害防止総合対策交付金・指定鳥獣捕獲等事業交付金）

予算額 2,293 千円（前年度 2,612 千円）

1 事業目的

地域における安定的なエゾシカ捕獲体制を構築することを目的に、捕獲研修等を開催し、地域における捕獲従事者の育成等を推進する。

2 事業内容

- 認定鳥獣捕獲等事業者を活用した捕獲研修の実施（1 地域）
- 捕獲技術講習の実施（2 地域）
- 認定鳥獣捕獲等事業者の事業管理責任者に対する研修実施（1 回）

区分	内容	実施	H29	H30 予定
捕獲従事者育成研修	都市部の若手狩猟者を対象とした講習会の実施	委託	①座学 札幌（10月） ②射撃講習 浦臼（11月） ③実猟講習 むかわ（12月）	座学 射撃講習 実猟講習
捕獲技術講習	経験の浅い狩猟者等を対象とした講習会の実施	直営 （振興局）	①銃猟 旭川（2月） ②わな 小樽（11月）	銃猟 わな猟
認定鳥獣捕獲事業者研修	認定鳥獣捕獲事業者に対する講習会	直営 （本庁）	札幌（1月）	札幌

● エゾシカわな捕獲技術等向上事業費（継続：鳥獣被害防止総合対策交付金）

予算額 5,283 千円（前年度 5,283 千円）

1 事業目的

エゾシカの捕獲頭数増加のため、囲い罠による捕獲技術の向上を図るとともに、生態輸送が困難な捕獲個体を安全かつ有効活用できる方法で止め刺しする手法を検討する。

2 事業内容

- 非積雪期における飼料等を用いたエゾシカの誘引試験
- 止め刺し手法の検討、ガイドラインの作成

● エゾシカジビエ利用拡大推進事業費（新規：指定管理鳥獣捕獲等事業交付金）

予算額 121,000 千円

1 事業目的

エゾシカジビエの利用拡大を図るため、狩猟による捕獲個体の食肉処理加工施設への搬入経費や廃棄物処理経費に対する支援等を行う。

2 事業内容

- ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
 - エゾシカを食肉として利用するために狩猟者に必要な知識を取得するための講習会を開催
- 狩猟捕獲支援
 - ・狩猟者への支援
 - 狩猟により捕獲したエゾシカを食肉処理施設に搬入する場合の搬入経費の支援（2 頭目以降）
 - ・食肉処理加工施設への支援
 - 本事業により搬入されたエゾシカに係る廃棄物処理経費の支援

※ このほか、捕獲対策関連経費として、エゾシカ緊急対策交付金 50,000 千円（地域づくり総合交付金）がある。

【H27～29指定管理鳥獣捕獲等事業実施地域一覧】

《取扱注意》

年度	振興局	市町村	地域	規制状況	捕獲手法	捕獲実績 (頭)
H27	日高	えりも町	目黒	国定公園 シカ捕獲 禁止区域	罠いわな	2
			襟裳岬		銃猟 罠いわな 箱わな	53
	宗谷	稚内市 豊富町	宗谷沿岸	道保護区 国立公園	銃猟 罠いわな	71
	オホーツク	北見市	ワッカ	道保護区 国定公園	銃猟	20
	十勝	上士幌町	三股	道保護区 特定猟具 禁止区域(銃) 国立公園	銃猟 罠いわな	25
			糠平湖		銃猟 箱わな	18
	釧路	浜中町	霧多布	国保護区 道立自然公園	罠いわな	23
小計						212
H28	空知	三笠市	柏町	道保護区	銃猟 小型罠いわな	45
	胆振	苫小牧市	王子山	道保護区	銃猟 くくりわな	202
	渡島	函館市	恵山	道保護区 道立自然公園	罠いわな	25
	根室	根室市	酪陽	国保護区 道立自然公園	罠いわな	74
	小計					
H29	渡島	函館市	恵山	道立自然公園	銃猟 罠いわな くくりわな	12
	胆振	登別市	登別温泉 亀田公園	道保護区 国立公園	銃猟 くくりわな	56
	日高	えりも町	目黒	シカ捕獲 禁止区域	罠いわな	17
	釧路	釧路市	阿寒	道保護区	罠いわな	66
		浜中町	霧多布	国保護区 道立自然公園	罠いわな	42
	根室	根室市	落石	特定猟具 禁止区域(銃)	罠いわな	108
	オホーツク	北見市	ワッカ	道保護区 国定公園	銃猟 くくりわな	48
	宗谷	浜頓別	ベニヤ	道立自然公園	罠いわな	4
小計						353
合計						911

エゾシカジビエ利用拡大推進事業について

事業費：121,000千円（2定補正）

1 背景

- ・エゾシカによる農林業被害及び生態系への影響が懸念
- ・国は、ニホンジカ・イノシシの個体数を平成35年度までに半減させる目標を設定
- ・国は、捕獲個体の食肉利用量を平成31年度までに倍増させる目標を設定
- ・捕獲数の増加と食肉利用に適した捕獲個体を安定的に供給することの両立が課題



エゾシカの狩猟捕獲に対する支援を新設

2 事業概要

(1) 目的

狩猟によるエゾシカ捕獲 と 狩猟による捕獲個体の利活用 の推進

(2) 事業内容

①ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成

狩猟免許を所持する者を対象として、エゾシカを食用として利用するために
狩猟者に必要な知識を習得するための講習会を開催

②ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援

ア. 狩猟者への支援

①の講習を受講した上で、狩猟により捕獲したエゾシカを道が指定する食肉処理施設に搬入する経費の支援

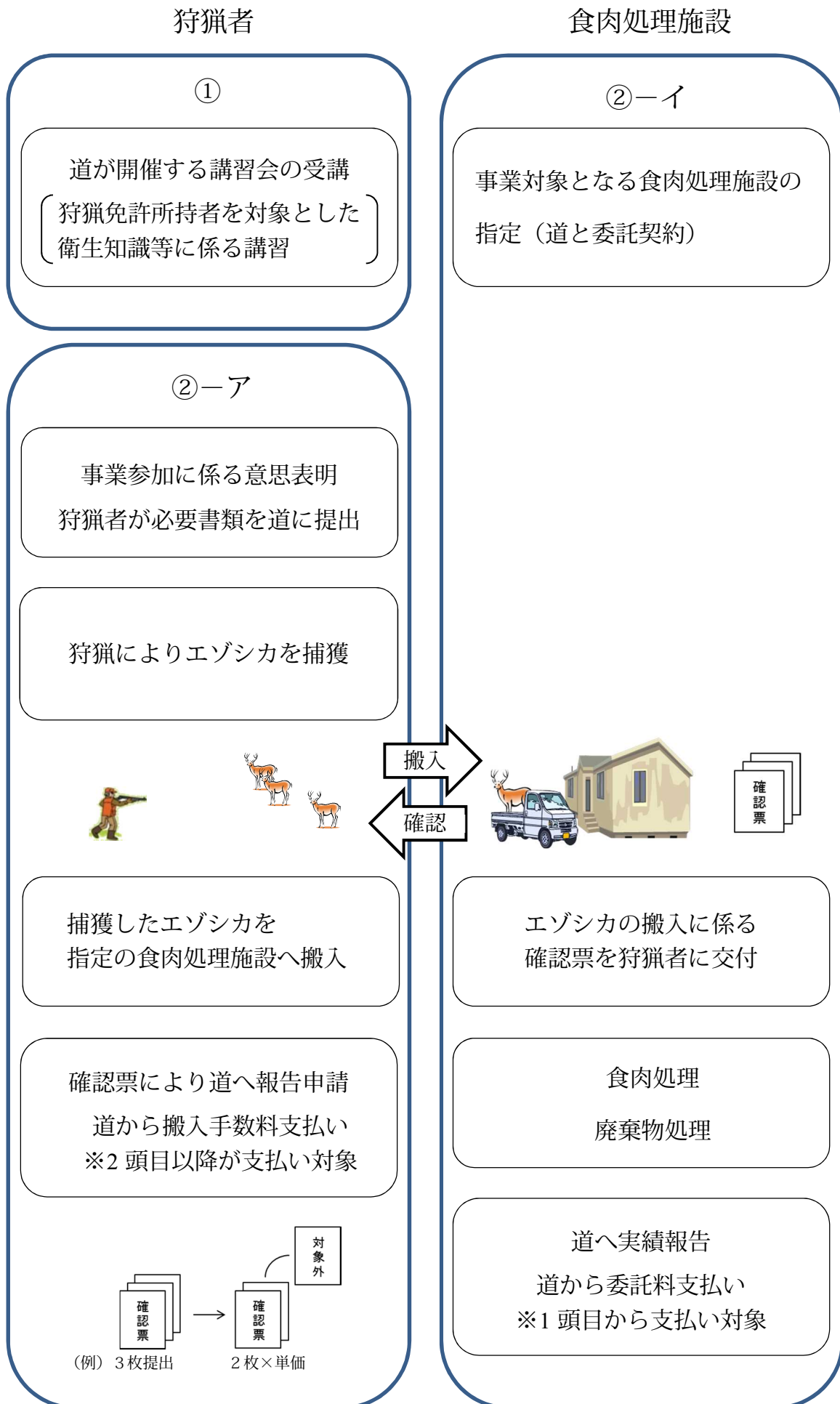
- ・対象期間：10月から1月まで
- ・支援対象：搬入2頭目以降
- ・支援金額：8千円上限/頭

イ. 食肉処理施設への支援

②のアにより搬入されたエゾシカに係る廃棄物処理経費等の支援

- ・対象期間：10月から1月まで
- ・支援対象：搬入1頭目以降
- ・支援金額：2000千円上限/施設（廃棄物処理費用の実費等）

4 事業の流れ



● エゾシカ利活用推進地域モデル実証事業費（新規：地方創生推進交付金 1/2）

予算額 13,000 千円（前年度 15,918 千円）

1 事業目的

エゾシカの地域資源としての一層の活用に向け、地域モデル普及、アドバイザー派遣、エゾシカの肉質、ペットフード、皮革原料に係る調査を行う。

【北海道地方創生総合戦略 K P I】

エゾシカの捕獲頭数に占める利活用率（H25：15.9%→H31：21%）

2 事業内容

○地域モデル普及・アドバイザー派遣事業（委託）

H28, 29 事業の全道への普及を図るほか、利活用率が低い地域等にアドバイザーを派遣し、利活用率の向上、地域産業の定着を図る。

〔派遣地域〕3 地域（予定）

〔内容〕関係者との意見交換、現地等視察、捕獲個体の有効活用に係る総合的な助言

○肉質調査（捕獲後取扱効果検証）（委託）

衛生・肉質を維持して処理施設に搬入する条件を検証する

〔条件〕一次処理の有無、捕獲後搬入までの時間、季節（外気温）

〔検査〕細菌検査、食味検査

○皮革原料基礎調査（委託）

食肉処理施設で産出される原皮の高品質原料化に向けて、食肉処理施設、皮革加工事業者の聞き取りやエゾシカ革の特性を調査する。

○ペットフード基礎調査（委託）

エゾシカ肉を原料とするペットフードの栄養成分、ペット（犬、猫）の嗜好性を調査する。

● エゾシカブランド化推進事業費（継続：鳥獣被害防止総合対策交付金）

予算額 1,575 千円（前年度 1,979 千円）

1 事業目的

北海道固有の資源であるエゾシカの地域ブランド化推進と消費拡大による有効活用に向け、一定の基準を満たすエゾシカ肉処理施設認証制度の運用及び認証取得施設増加を図る。

2 事業内容

○エゾシカ肉処理施設を道が認証する制度の運用

○認証取得施設数増加推進

認証取得希望施設への専門家派遣

○疾病排除レベル向上

獣医師によるエゾシカ肉処理施設従業員向け内臓検査等研修の実施（7（総合）振興局で開催）

● エゾシカ利活用機会拡大事業費（継続：鳥獣被害防止総合対策交付金）

予算額 5,636 千円（前年度 5,232 千円）

1 事業目的

エゾシカが有する多面的な価値を生かし、販路拡大のために様々な機会で食肉利用の推進するほか、環境教育・食育への利用、道による新たな認証制度の PR 等、家庭、給食事業及びレストランでの消費・利用拡大を図る。

2 事業内容

○家庭での活用機会拡大

エゾシカの社会問題や美味しさ、栄養特性を理解するための出前講座（講義、試食、皮革クラフト体験）を実施

○給食事業での活用機会拡大（委託）

アスリート向けレシピの開発・普及

○レストランでの活用機会拡大（委託）

高級食材としてエゾシカ肉を活用しているメニューと道の認証制度等を紹介する試食会を開催（道東、首都圏）

エゾシカ肉処理施設の認証制度等について

1 認証制度の目的

エゾシカ肉の処理を行っている食肉処理施設の自主的な衛生管理を推進するとともに、エゾシカ衛生処理マニュアルに基づいた適切な処理を行う食肉処理施設を認証することにより、安全・安心なエゾシカ肉の提供と販路拡大を図り、地域ブランド化を推進することを目的とする。

2 認証制度の概要

(1) 認証の要件（次の要件を全て満たす施設であること。）

- ・ 道内に設置された食肉処理施設であること。
- ・ エゾシカ衛生処理マニュアル（平成18年10月北海道作成）を遵守していること。
- ・ 北海道 HACCP（北海道保健福祉部）で評価段階 A または民間認証（北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度）で段階 7 または 8 を取得していること。
- ・ 出荷する製品のトレーサビリティを書面上で確認することが可能であること。

(2) 認証マークの表示

認証を受けた食肉処理施設の製品及び認証を受けた施設から出荷されるエゾシカ肉を使用した加工品には、使用許諾を受けた上で、ブランドマークを表示することができる。



(3) 申請期間

毎年7月1日から8月31日まで

(4) 審査の方法

①書類審査

（総合）振興局で申請書及び添付資料を収受し、受理簿を作成するとともに、不備があれば訂正や再提出を求め、書類審査結果について書類審査結果報告書に申請書と関係書類を添付して、エゾシカ対策課に送付する。

②現地審査

関係者と日程調整を行い、保健所の協力を得て、要綱別表2（チェックシート）により現地審査を行い、現地審査結果について現地審査結果報告書に要綱別表2を添付して、エゾシカ対策課に送付する。

③エゾシカ肉処理施設認証検討会の開催・決定

書類・現地審査の結果を踏まえ、有識者等で構成する認証検討会の意見を聞いた上で、適否を決定する。

(5) 認証の公表

認証した場合は、認証書を交付し、ホームページで公表する。

(6) 認証の有効期間

3年ごとの更新制とする。

(7) 認証事業者の責務

「HACCPに基づく衛生管理導入評価事業」の評価を受けた事業者は、評価を受けた日から概ね1年ごとに保健所の再評価を受けなければならない。

(8) 定期的な確認

道は、エゾシカ衛生処理マニュアルの遵守状況等などについて定期的に確認する。

3 認証制度運用に当たっての食品衛生課（保健所）への依頼事項

（平成 27 年 12 月 14 日付エゾシカ第 278 号、平成 28 年 1 月 4 日付第 325 号により当部より保健福祉部に依頼）

- (1) (総合) 振興局環境生活課と合同での食肉処理施設への立ち入り調査
- (2) 現地における確認事項の適否判断に当たっての食品衛生に関する技術的助言
- (3) 枝肉の拭き取り手法に関する技術的助言
- (4) その他、当該制度の運用に係る食品衛生上の専門的助言等

4 認証状況

平成 29 年 12 月 14 日までに、13 施設を認証



5 スケジュール

平成 30 年	7 月～8 月	申請の受付（新規）
〃	8 月以降	食肉処理施設の現地審査（新規）
〃	10 月以降	認証検討会の開催・認証施設決定
〃	4 月～平成 31 年 3 月	認証施設の定期的な確認（保健所同行）

6 参考（関係通知等）

- ・エゾシカ肉処理施設認証制度実施要綱について
（平成 27 年 12 月 14 日付エゾシカ第 278 号（最終改正平成 28 年 7 月 6 日））
- ・エゾシカ肉処理施設認証制度実施要綱及び同要綱第 4 に規定する認証マークの表示基準の運用について（平成 28 年 7 月 8 日付エゾシカ第 143 号 最終改正平成 30 年 3 月 22 日）
- ・エゾシカ肉処理施設認証制度実施要綱にかかる質疑応答集（Q&A）（平成 28 年 8 月 10 日施行）
- ・エゾシカ肉処理施設認証制度実施要綱に規定する認証マークについて
（平成 28 年 10 月 14 日付エゾシカ第 247 号）
- ・保健所との連携・・・施設立入り、助言、HACCP 評価・エゾシカ肉処理施設認証取得希望に係る情報収集・交換等）、エゾシカ肉処理施設への認証取得勧奨・助言

平成30年度エゾシカ出前講座 募集要項

北海道環境生活部環境局
生物多様性保全課エゾシカ対策グループ

1 目的

エゾシカの生息数の増加や生息域の拡大に伴い、農林業や生活環境への被害、生物の多様性への影響等が深刻化しているなか、道では、捕獲対策を進めるとともに、エゾシカを北海道固有の資源と捉え、食肉等での利用を推進しています。

本出前講座は、未来の消費者である児童・生徒などを対象に、エゾシカによる各種被害や生態系への影響について学び、貴重な命を食することについて考える環境教育・食育の場として実施し、一般家庭等におけるエゾシカ肉の普及を目的としています。

2 対象

- (1) 児童、生徒及びその保護者
- (2) 学校給食に関わる栄養士など

3 実施内容

- (1) 講義
エゾシカによる各種被害、生態系への影響、栄養特性、命の大切さについてなど
- (2) 試食
缶詰、ジャーキー、しゃぶしゃぶなど
(料理教室の食材としての提供も可能)
- (3) クラフト
エゾシカの角、革を使ったストラップ作りなど
- (4) 体験
エゾシカの角、毛皮に触れてみる。

4 実施時期及び時間

平成30年度内において実施します。
1回の講座は、1～2時間程度。

5 実施場所

教室やイベントスペースなど

6 講師

エゾシカの有効活用や環境問題の専門家又は道職員

7 道の負担

- ・講師の謝金及び旅費
- ・道職員の旅費
- ・試食・クラフトの材料費

8 ご協力いただくこと

- ・会場(教室)の準備(スクリーン、机など)
- ・郵送物の受け取り及び発送(送料は道が支払います。)
- ・しゃぶしゃぶや料理教室を行う場合は、調理器具等をお貸しください。
- ・その他、場合により、資料のコピーなどをお願いする場合があります。

9 募集について

本講座に興味のある方は、下記の連絡先までご連絡をお願いします。

10 その他

実際の実施内容等についてはご相談のうえ、決めさせていただきます。
また、日程等の関係で、実施できない場合もありますのでご了承ください。

(参考) 生物多様性保全課HP : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/>

シカの日HP : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/shikanohi/index.htm>



①出前講座の様子(角の体験)



②出前講座の様子(しゃぶしゃぶ)



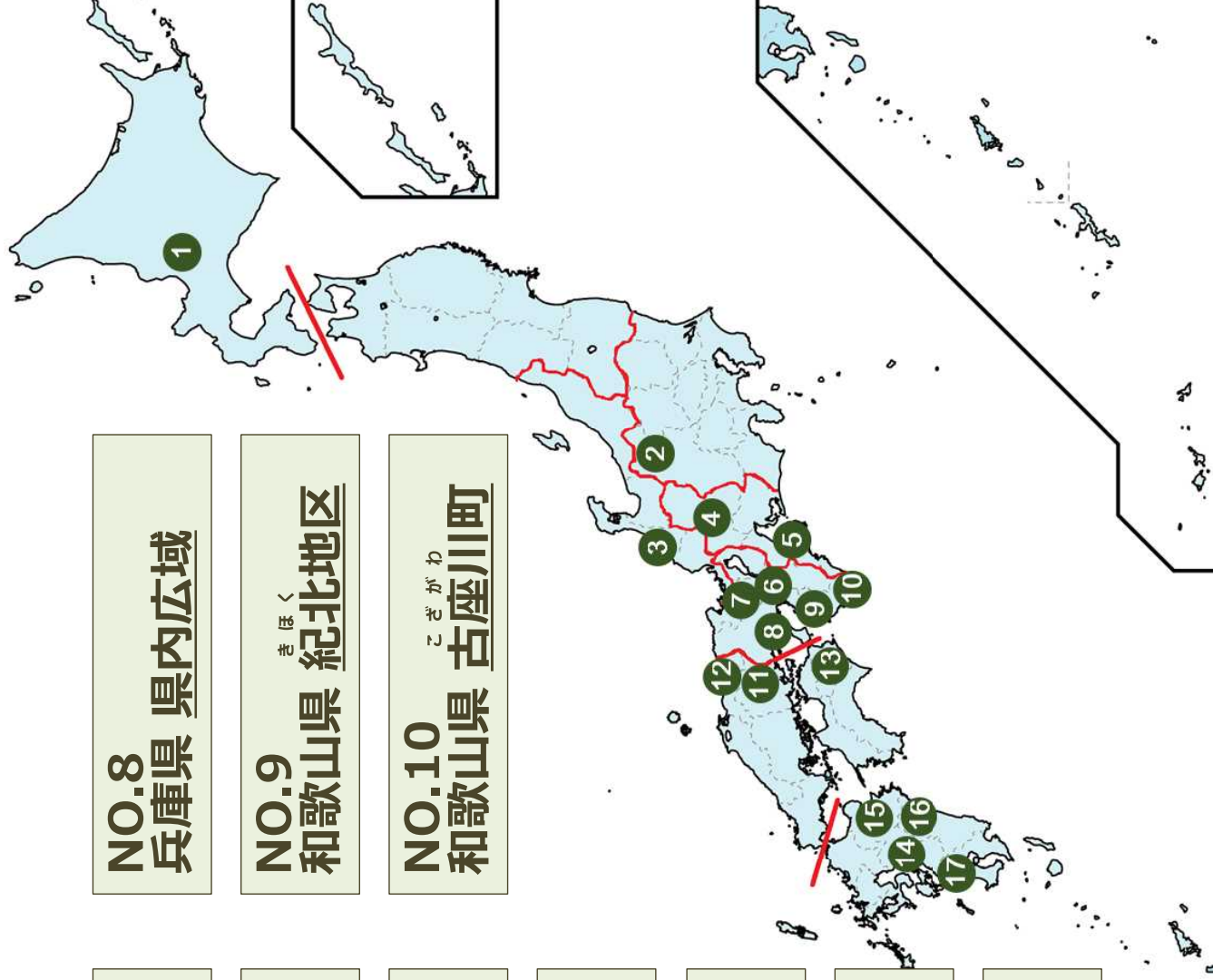
③角と革で作ったストラップ



連絡先：福田
TEL : 011-204-5988 FAX : 011-232-6790
Mail : kansei.ezoshika@pref.hokkaido.lg.jp

ジビエ利用モデル17地区

捕獲から搬送・処理加工、販売がしつかりとつながって、安全で良質なジビエを安定供給



NO.11 みまさか
岡山県 美作地区

NO.12
鳥取県 東部地区

NO.13
徳島県 県内広域

NO.14
熊本県 県内全域

NO.15
大分県 県内全域

NO.16
宮崎県 延岡地区

NO.17 あくね
鹿児島県 阿久根地区

NO.8
兵庫県 県内広域

NO.9 きほく
和歌山県 紀北地区

NO.10 こざがわ
和歌山県 古座川町

NO.1 そらち
北海道 空知地区

NO.2
長野県 長野市

NO.3 みなみかが
石川県 南加賀地区

NO.4 せいゆう
岐阜県 西濃ブランチ

NO.5
三重県 (伊賀市・いなべ市)

NO.6
京都府・大阪府 ほくせつ
京都丹波・大阪北摂地区

NO.7 ちゅうたん
京都府 中丹地区

■広域連携で捕ったエゾシカをブランド化して、特産品として売り出しましょう！

コンソーシアム
オブザーバー

———中空知圏におけるエゾシカ駆除等に対する広域連携のイメージ———

